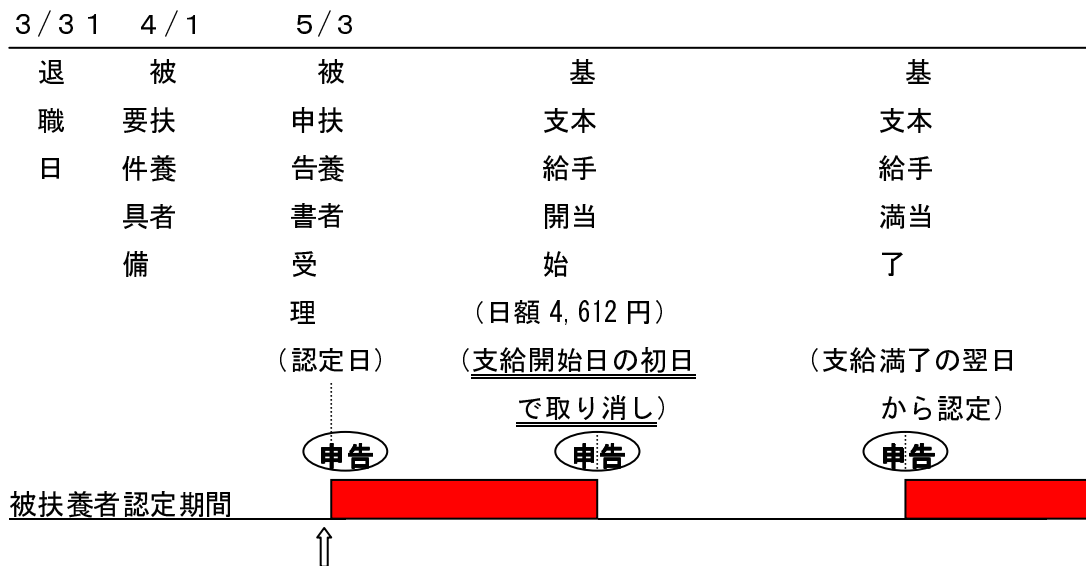


**Q3： 3月31日で夫（56歳）が退職しました。私の被扶養者に認定できますか？**

A3： 雇用保険の基本手当，よく失業手当と言われている手当ですが，月額3,612円以上支給されている期間は，認定できません。待機期間，給付制限期間は，被扶養者として認定できますので，所属所を通じて被扶養者申告書等を提出してください。



- ※ 要件具備の日（4月1日）から，30日以上経過した5月3日に被扶養者申告書が受理されているため，5月3日から認定となります。
- ※ この例の場合，4月30日までに被扶養者申告書を所属所に提出し，受理されていれば，4月1日から認定となります。